

神戸市・すまいるネットからのお知らせ

令和4年度から、
売主にも補助します！

隣の土地・隣り合う土地を売る・買うなら、
売主・買主それぞれに最大 **50** 万円の補助金が出ます！

「狭い」「再建築ができない」など単独では流通しにくい土地を隣地と一体化して使うことで、使われていない土地の有効活用を応援するため、売買にかかる登記費用や不動産仲介手数料等を補助します。法人のみなさまが所有する物件でもご利用いただける制度ですので、ぜひご利用ください。

次のいずれかを含む隣地統合であること

対象事業

- 狭小地等 平成30年10月時点で100㎡未満の土地
- 無接道地 建築基準法の“道路”に2m以上接していない土地

くわしい要件はWEBで！

神戸市 隣地統合 検索

売主については低廉な空家等の特例が適用された
不動産仲介手数料も対象

- 不動産仲介手数料
- 買主：購入にかかる登記費用
- 買主：合筆に必要な測量・明示・登記費用
- 売主：売却に必要な測量・明示・登記費用
(地積の更生等)

対象経費

対象者

統合する土地の新所有者 (買主)
統合のため売却する所有者 (売主)

New!

補助金額

最大 **50** 万円 ※予算に達するまで

問合せ・申請窓口



神戸市すまいるの総合窓口
すまいるネット

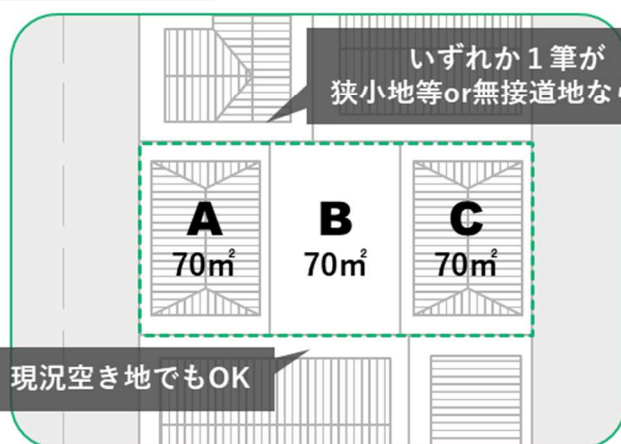
☎078-647-9933

神戸市長田区二葉町5-1-1 アスタくにつか5番館2階
受付時間 10:00-17:00 (水曜・日曜・祝日を除く)

※ 令和4年度の申請受付は、令和5年1月31日まで！

※ できれば売主・買主同時に申請してください

こんな使い方も…



狭小地 A を含む
3 筆の土地と建物を購入



戸建住宅に建て替えて
2 筆に分けて売却



交付決定前に売買や対象事業の契約を結んでしまうと、補助対象とすることができません。
必ず契約前に、時間の余裕を持ってご相談ください。